

1 大気環境の保全



(1) 現状と課題

大気汚染は、主に工場・事業場の固定発生源や自動車等の移動発生源からの汚染物質によって生じます。本市における大気汚染は都市型と産業型の複合型であり、主な原因には、工場・事業場の燃料使用及び排ガス、冬期間の暖房使用に伴って排出されるばい煙、自動車による排気ガスなどがあります。また、近年は微小粒子状物質（PM2.5）が大陸からの越境汚染により高濃度になることがあり、高齢者等の高感受性者に対する情報提供が求められます。

このことから、本市では大気の状態を常時監視するため、一般大気環境の測定局として昭和小局と高専局を管理運営し、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）について測定を実施しています。

悪臭は一般に多成分・低濃度の複合気体であり、人の嗅覚によって直接感知されるいわゆる感覚公害です。40万種以上あると言われる有臭物質の中で、腐敗臭のような人に不快感や嫌悪感を与える悪臭が工場・事業場などから排出され、周辺住民の生活環境を損なうと「悪臭公害」となります。

本市における主な悪臭の発生源には、製紙工場や魚粕・ミール工場などがありますが、近年は燃料費の高騰に伴い、廃材や廃油を利用したボイラー・ストーブを使用する事業者が増え、そこから発生する煙の臭気に関する苦情が増加しています。

(2) 目標と管理指標

	基準年度 2019年度	目標年度 2030年度
大気汚染に係る環境基準達成率	100%	100%

(3) 施策の方向性（★印は重点的な取り組み）

①大気汚染・悪臭の防止	
大気環境の現況把握	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 大気汚染物質・悪臭物質の測定を実施し、大気環境の的確な把握に努めます。
事業活動による大気汚染の未然防止★	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 公害防止協定を締結している工場・事業場等と協力し、大気汚染の未然防止に努めます。 ▷ 企業に対し、環境保全設備の導入を支援します。 ▷ マニュアル作成等により、事業者への公害関係法令に係る手続きを支援します。 ▷ 廃棄物の不適正な焼却を防止するため、法令等に基づく指導や啓発を進めます。 ▷ 廃材や廃油を利用したボイラー・ストーブの適正な使用や管理について、指導・啓発していきます。

PM2.5 対策	▷ PM2.5 の高濃度発生に伴う注意喚起が必要となった際は、北海道と連携し迅速に対応します。
自動車交通対策	▷ 公共交通機関の利便性向上や、歩道・自転車道の整備など、環境負荷の低い交通体系の構築に努めます。 ▷ エコドライブやエコカーの普及を推進します。
アスベスト対策	▷ 市有施設におけるアスベスト使用の状況を把握し、飛散防止に努めます。 ▷ 関係機関と連携・協力して、建築物の解体現場などから大気中への飛散防止対策の徹底を図ります。

(4) 市民・事業者の取り組み

市民	▷ 自動車を運転する際はエコドライブを実践し、買い替えの際はエコカーの購入を検討します。
	▷ ごみの野焼きは行いません。
	▷ 薪ストーブを使用する際は、燃料を適切に管理し、過剰に煙が発生しないよう努めます。
事業者	▷ ごみの野焼きは行いません。
	▷ 廃材や廃油を燃料とする際は、燃料を適切に管理し、過剰な煙や有害物質が発生しないよう努めます。
	▷ 事業活動における大気汚染物質の排出削減、悪臭の防止に努めます。



ごみの野焼きは禁止です！

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により一部の例外を除き、ごみの焼却は禁止されています。これに違反し、ごみの焼却をした場合、「5年以下の懲役、1千万円以下の罰金、又はこの併科」の対象となりますので、ご注意ください。

また、平成13年4月1日より法律が改正され、「廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却」・「公益上若しくは社会の習慣上やむを得ない廃棄物の焼却」・「周辺地域の環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却」による場合を除き、廃棄物の焼却はしてはならないことになりました。したがって、石油缶やドラム缶、土管はもちろん、簡易焼却炉などを使いごみを焼却することは禁止され、違反した場合は上記の罰則の対象となります。



やめて!



2 水環境の保全



(1) 現状と課題

水は、飲用のほか、日常生活、農水産業、工業などいろいろな目的で利用されており、人の生活に必要な不可欠なものの一つです。また、野生生物の生息のためにも良好な水環境が必要です。この大切な水が、事業場排水や生活排水などからの有機物や有害な物質によって汚染されることを水質汚濁といいます。河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質汚濁を防止するため、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と、水系ごとに類型を指定する生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）が設定されています。本市では環境基準の水域類型が指定されている新釧路川・釧路川・阿寒川・春採湖・阿寒湖・釧路海域のほか、それらの支川などについても北海道と協力して調査を行い、水環境の現況把握に努めています。

近年は下水道の普及に伴い、汚濁の原因となる生活排水の処理率は市内全体で90%を超えています。下水道の区域外においては汲み取り便槽や単独処理浄化槽を使用している、いわゆる未水洗化世帯が多く残っており、合併処理浄化槽への転換推進が課題となっています。

(2) 目標と管理指標

	基準年度 2019年度	目標年度 2030年度
河川の水質汚濁に係る環境基準（BOD） 達成率	100%	100%
生活排水処理率※	94.5%	94.9%

※市内の人口のうち、下水道に接続または合併処理浄化槽を使用している人口の割合。

(3) 施策の方向性（★印は重点的な取り組み）

①水質汚濁の防止	
水環境の現況把握	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 公共用水域等における水質汚濁物質の測定を実施し、水環境の的確な把握に努めます。
事業活動による水質汚濁の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 公害防止協定を締結している工場・事業場等と協力し、水質汚濁の防止に努めます。 ▷ マニュアル作成等により、事業者への公害関係法令に係る手続きを支援します。 ▷ 水道水源保全のための普及啓発を行います。 ▷ 企業に対し、環境保全設備の導入を支援します。
生活排水の適正処理★	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 未水洗化世帯への下水道接続及び合併処理浄化槽設置を促進していきます。 ▷ 単独処理浄化槽からの転換促進を図るとともに、浄化槽の適正管理を推進します。 ▷ 下水道施設等の適正な管理運営を進めます。

(4) 市民・事業者の取り組み

市民	▷ 下水道整備済の区域においては、公共下水道への早期接続に努めます。
	▷ 下水道事業計画区域外においては、合併処理浄化槽の設置に努めます。
	▷ 単独処理浄化槽の設置者は、合併処理浄化槽への転換を検討します。
	▷ 浄化槽設置者は、法令に基づいた各種点検・清掃の実施に努めます。
事業者	▷ 事業活動における水質汚濁物質の排出削減に努めます。
	▷ 単独処理浄化槽の設置者は、合併処理浄化槽への転換を検討します。
	▷ 浄化槽設置者は、法令に基づいた各種点検・清掃の実施に努めます。
	▷ 家畜排せつ物が河川に流出しないよう努めます。



浄化槽の法定検査

浄化槽を使用する人は、浄化槽法により法定検査を受けることが義務付けられています。法定検査には、新たに設置された浄化槽について工事が正しく行われたかを確認する検査（法第7条検査）と、毎年1回浄化槽の維持管理が適切に行われているかを確認する検査（法第11条検査）があります。

浄化槽を使用する人はこのほかにも、浄化槽の状態を適切に保つための「保守点検」と、浄化槽の中の汚れを洗浄する「清掃」が法律で義務付けられています。

浄化槽を適切に維持管理して、水環境の保全に努めましょう。



汚れた川をきれいにするには？

汚れた水をそのまま流した場合、魚が住める水質（BOD 5mg/L以下）にするにはバスタブ（300L）何杯分の水が必要でしょうか。

流したもの		バスタブ何杯分？
使用済みてんぷら油 (20mL)		20杯
牛乳コップ1杯 (200mL)		11杯
ビールコップ1杯 (180mL)		10杯
じゃがいも味噌汁1杯 (180mL)		4.7杯
コメのとぎ汁1回目 (500mL)		4杯

出典：環境庁生活雑排水対策推進指導指針

3 音環境の保全



(1) 現状と課題

騒音・振動は人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことで問題になることが多く感覚公害と呼ばれています。とりわけ騒音は、発生源が工場・事業場、建設作業や交通機関、さらには私たちの家庭生活によるものまで多種多様です。振動は、工場・事業場、建設作業、道路などから発生する振動が主に地盤を媒体として伝わり、周辺住民の生活環境に影響を与えるもので、その発生源は騒音とほぼ同一であり、騒音とともに発生することが多くなっています。

本市における騒音に関する苦情としては、建設作業によるものが最も多く、また、住宅と近接している工場・事業場からの騒音についても苦情が寄せられています。近年では、生活様式の多様化に伴い、日常生活に起因する近隣騒音などによる苦情が寄せられています。

これらの音環境の把握のため、本市では一般環境騒音、自動車騒音・振動、航空機騒音の測定を実施しています。

(2) 目標と管理指標

	基準年度 2019 年度	目標年度 2030 年度
一般地域における騒音に係る環境基準の達成率	100%	100%
自動車騒音に係る環境基準達成率 (昼夜とも達成)※	98.0%	100%

※評価する区間の道路端から 50m の範囲内にあるすべての住居等（事務所ビルや工場は対象外）のうち、環境基準を達成していると推計される戸数の割合。

(3) 施策の方向性（★印は重点的な取り組み）

①騒音・振動の防止	
音環境の現況把握	▷ 一般環境騒音、自動車騒音・振動、航空機騒音の測定を実施し、騒音振動的確な把握に努めます。
事業活動による騒音振動の未然防止	▷ 公害防止協定を締結している工場・事業場等と協力し、騒音振動の防止に努めます。
	▷ 関係法令に基づく特定事業場や特定建設作業に対し、規制や指導を実施します。
	▷ 企業に対し、環境保全設備の導入を支援します。
	▷ マニュアル作成等により、事業者への公害関係法令に係る手続きを支援します。
自動車交通対策	▷ 公共交通機関の利便性向上や、歩道・自転車道の整備など、環境負荷の低い交通体系の構築に努めます。
	▷ エコドライブを推進します。

(4) 市民・事業者の取り組み

市民	▷ 自動車を運転する際はエコドライブを実践し、買い替えの際はエコカーの購入を検討します。
	▷ 近隣に配慮し、過度な生活騒音を出しません。
事業者	▷ 事業活動における騒音・振動の低減に努めます。
	▷ 建設作業等においては、低騒音・低振動型の建設機械を使用するよう努め、周辺住民への周知を徹底します。



エコドライブ10のすすめ

「エコドライブ」は自動車から排出される温室効果ガスを削減するだけでなく、自動車から発生する騒音の低減も期待できます。警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省で構成するエコドライブ普及連絡会では、エコドライブの普及・推進のため「エコドライブ10のすすめ」を策定しています。

1. 自分の燃費を把握しよう
2. ふんわりアクセル「eスタート」
3. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
4. 減速時は早めにアクセルを離そう
5. エアコンの使用は適切に
6. ムダなアイドリングはやめよう
7. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
8. タイヤの空気圧から始める点検・整備
9. 不要な荷物はおろそう
10. 走行の妨げとなる駐車はやめよう



以上のうち、できることから実践し、エコドライブを始めてみましょう。

4 快適な生活環境の確保



(1) 現状と課題

近年の公害苦情は、産業活動に関するものに加え、身近な市民生活によるものも増えてきており、法令で対応しきれないものは当事者同士のコミュニケーションを図り、解決していくことが重要です。また、我々の身の回りには多種多様な化学物質は、日常生活や事業活動に恩恵を与える一方で、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものもあります。これら化学物質の排出抑制はもとより、排出量の実態把握が重要となります。

(2) 目標と管理指標

「快適な生活環境の確保」について、数値目標は設定しません。

(3) 施策の方向性 (★印は重点的な取り組み)

①公害防止対策	
公害の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 公害防止協定を締結している工場・事業場等と協力し、公害の未然防止に努めます。 ▷ 公害関係法令に係る届出の受付審査をし、規制基準などの指導を行います。 ▷ 企業に対し、環境保全設備の導入を支援します。 ▷ 公害苦情の受付及び発生源への指導等を行います。 ▷ 特定建設作業等に関する届出を徹底させ、現況の把握と現場周辺への周知を図ります。 ▷ マニュアル作成等により、事業者への公害関係法令に係る手続きを支援します。
②有害化学物質汚染の防止	
有害化学物質汚染の現況把握	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 北海道と連携し、大気・水・土壌などに含まれる有害化学物質の的確な把握に努めます。
事業活動による有害化学物質汚染の未然防止★	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 廃棄物の不適正な焼却を防止するため、法令等に基づく指導や啓発を進めます。 ▷ 農薬等による土壌の汚染等を防止するため、農地や公共施設などにおける農薬等の適正な使用と管理に努めます。 ▷ 公共事業等における有害化学物質汚染の防止に努めます。 ▷ 公共施設における有害化学物質の使用状況把握と、適正な処分に努めます。 ▷ 産業廃棄物処理施設の設置者と「環境保全に関する協定」締結し、環境への配慮を推進します。 ▷ 有害ごみの適正処理を推進します。

(4) 市民・事業者の取り組み

市民	▷ 近隣とのコミュニケーションに努めます。
	▷ ごみの分別方法や排出方法を理解し、有害ごみを適切に排出します。
	▷ 近隣に配慮し、過度な生活騒音を出しません。
事業者	▷ 地域住民とのコミュニケーションに努めます。
	▷ 公害苦情が発生した場合は速やかに対処します。
	▷ 化学物質を適正に管理・使用し、国等へ報告します。
	▷ 農薬の適正使用に努めます。
	▷ 有害ごみの適正処理を行います。



建設工事のその前に

建設作業を行う場合は、必ず周辺住民に対して作業内容や工期について十分な説明を行ってください。説明が無かったり、説明が不足すると周辺住民の感情を害し、トラブルの原因となっています。騒音や振動の程度に応じてできるだけ広範囲に周知を行い、低騒音型の機械や工法を採用するなどして、周辺の生活環境保全に努めてください。

また、騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業にあたる工事（作業）を実施する際は、事前の届出が必要です。さらに、釧路市においてはこれに該当しない建設作業（1日を超えない作業、指定地域外の作業等）についても「釧路市建設作業指導要綱」に基づく報告書を提出する必要があります。法令等十分留意の上、工事に着手してください。



5 良好な景観形成の推進



(1) 現状と課題

景観は、日常生活や事業活動、自然・歴史・文化などの周辺環境が重なり合って形をなす佇まいであり、潤いのある個性豊かなまちづくりには不可欠なものです。

本市は、優れた自然の風景地である阿寒摩周、釧路湿原の2つの国立公園をはじめ、阿寒・音別地域における森林や田園、丘陵などの自然景観とともに、幣舞橋や釧路フィッシャーマンズウォークMOOが立地する都市的景観を有しています。このような良好な景観を保全するため、建築物等の新築、増改築等に対して、周辺景観との調和について協力を求めるなどの対応を図ってきました。

2008年（平成20年）には、より一層の景観施策を推進するため、本市は、景観法に基づく景観行政団体となり、2009年（平成21年）には、釧路市景観計画を策定しました。今後は、釧路市景観計画に基づく実効性ある施策を進め、多彩な景観資源を守り、育て、その価値を高めながら将来世代へと引き継ぐことが重要となります。

(2) 目標と管理指標

「良好な景観形成の推進」について、数値目標は設定しません。

(3) 施策の方向性（★印は重点的な取り組み）

①良好な景観の形成	
景観法に基づく行為の届出の受理	▷ 景観法に基づく行為の届出を受け、景観形成基準に基づき良好な景観形成を誘導します。
景観形成推進区域の保全	▷ 地域の景観特性を生かすため、景観形成推進区域の保全を図り、周辺景観との調和を求めます。
景観重要建築物、景観重要樹木の指定	▷ 特徴的な外観を有し、地域のシンボルとなる建築物や樹木を指定し、これらの良好な保全に努めます。
景観づくりの普及、啓発	▷ 景観づくりに関する普及、啓発活動を行い、景観に対する市民意識の向上を図ります。

(4) 市民・事業者の取り組み

市民	▷ 景観への関心と理解を深めます。
事業者	▷ 建築物の設計や建設に際して、周辺景観との調和を図ります。



釧路市景観ギャラリー



6 ゆたかな緑とふれあえる水辺の確保



(1) 現状と課題

本市の主な緑は、豊かな自然環境を有する森林や湿原、平野部の農地、自然と市街地を結ぶ河川、そして市街地やその周辺の緑地から構成されています。

これらの緑化を推進するため、公園・緑地の整備を行うとともに、市街地周辺に存在する本市の恵まれた自然環境とのつながりにも配慮しながら、市民・事業者と連携協力した緑化活動等を進める必要があります。

(2) 目標と管理指標

本計画においては「ゆたかな緑とふれあえる水辺の確保」に関する目標値を設定しませんが、参考までに「第2次釧路市緑の基本計画」における目標値を掲載いたします。

(参考)「第2次釧路市緑の基本計画」における目標

	基準年度 2019年度	目標年度 2040年度
都市公園区域における都市公園の面積	25 m ² /人以上の維持保全	
市街化区域における都市公園の面積	175ha	178ha
市民、事業者、行政の協働で維持管理する公園数	延べ 126 箇所	延べ 132 箇所
改修や更新を行う公園数	概ね 20 年間で 130 箇所	

(3) 施策の方向性 (★印は重点的な取り組み)

①緑化による環境保全	
貴重な自然資源の維持保全の継続	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 釧路湿原や阿寒湖周辺の森林等を、周辺市町村や関係機関と連携しながら維持保全に努めます。 ▷ 阿寒湖周辺を観光地として自然と身近にふれあえる環境を創出します。 ▷ 阿寒地域、音別地域の大部分及び釧路地域外延部に見られる豊かな森林資源や阿寒川、舌辛川、音別川等の河川環境を、動植物の多様性に配慮しながら維持保全を図ります。
市街地の緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 新釧路川、釧路川、仁々志別川、阿寒川等の川沿いの緑を維持保全します。 ▷ 春採湖や武佐の森緑地等の貴重な自然環境を維持保全します。 ▷ 既存の公園緑地等の適切な維持管理に努めるとともに、地域住民と協力して行う花壇づくり等の緑化活動を継続して行います。

環境維持機能を持つ緑の保全	▷ 釧路地域郊外にある国立公園地域界までの湿地帯において、現況植生の維持について配慮します。
	▷ 「グリーンインフラ」に関する取り組みを進めます。

②健康、レクリエーション機能の維持	
公園等の整備及び効率的な維持管理	▷ 公園等を継続して整備するとともに、社会経済状況の変化に対応した適正な公園配置を行います。
	▷ 多様な主体による管理体制の強化を図りながら、公園等の効率的な維持管理を行います。
	▷ 身近な緑の拠点としての山花公園、釧路大規模運動公園及び阿寒丹頂の里、音別憩いの森等について、利用者のニーズ変化に対応した施設の管理運営に努めます。
	▷ 釧路川リバーサイド緑地や市街地郊外で自然とふれあえる緑地等、市民に潤いを与える緑の保全に努めます。
	▷ 山花公園や仁々志別川の緑地等を結ぶレクリエーションネットワークを形成する釧路阿寒自転車道の適切な維持管理を図ります。
	▷ 既存の公園等の機能の集約や再編、長期未整備公園の廃止を含めた見直しを検討します。
親水性豊かな水辺の整備・管理	▷ 千代ノ浦マリパーク等、地域特性を生かした親水性豊かな水辺の整備・管理を進めます。

(4) 市民・事業者の取り組み

市民	▷ 「公園里親制度」を活用し、公園の清掃、草刈、花壇づくり等に取り組みます。
	▷ 自宅の庭への植栽や、花壇づくりなど、身のまわりの緑を増やします。
	▷ 講習会や体験学習会に積極的に参加します。
	▷ 植樹育樹活動に参加します。
事業者	▷ 「公園里親制度」を活用し、公園の清掃、草刈、花壇づくり等に取り組みます。
	▷ 事業所敷地の緑化に努め、周辺地域の美化を推進します。
	▷ 植樹育樹活動を実施・参加します。



グリーンインフラ

グリーンインフラは、米国で発案された社会資本整備手法で、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するという考え方を基本としており、近年欧米を中心に取り組みが進められています。導入目的や対象は、国際的に統一されておらず、非常に幅広いのが現状です。

釧路市においては社会資本整備や土地利用等のハード、ソフト両面において、緑の多様な機能を活用するとともに、市街地の更新・公共施設の再編・民間開発等の際、市民・事業者・行政が連携し、計画的に公園緑地等を整備・誘導する形でグリーンインフラの取り組みを進めていきます。

グリーンインフラの事例：気候変動への対応（ヒートアイランド対策）、雨水の貯留浸透、火災の延焼防止機能等